

## 日本入国時の動植物検疫措置

海外から日本への肉製品や果物・野菜等の持込みは法律で厳しく制限されています。

日本に肉製品や果物・野菜等を違法に持ち込むと重い罰則（3年以下の懲役又は300万円以下（法人の場合は5,000万円以下）の罰金等）の対象になります。

悪質な持込みと判断したら警察に通報します。

違法な持込みにより、逮捕された人もいます。

このため、海外から日本へ肉製品や果物・野菜等を持ってこないでください。

詳細はこちらをご覧ください。

（リーフレット）

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/pdf/this-is-a-message-to-you-JP.pdf>

（動物検疫所ホームページ）

<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

（植物検疫所ホームページ）

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

連絡先：

（動物検疫所）

<http://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/address.html>

（植物検疫所）

<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/outline/contact.html>

農林水産省 動物検疫所／植物防疫所